開示決定等に係る審査請求(情報公開・個人情報保護関係)の流れ図

実施機関

（開示決定等を行った広島市の機関）

審査請求人

（開示決定等に不服がある方）

答申

答申書の写し

裁決

対象文書の調査、実施機関に対する事情聴取ほか

必要な調査・審議

審査会へ諮問

諮問通知

広島市情報公開・

個人情報保護審査会

（外部有識者による諮問機関）

審査請求人の主張の確認

実施機関

審理手続終結通知

審査会への口頭意見陳述

（審査会が必要ないと認める場合を除く）

提出

原処分を維持すべきと判断したとき

原処分妥当とされたとき

棄却

原処分が妥当ではないとされたとき

認容・一部認容

裁決

反論書提出

反論書

（実施機関の弁明書に対して反論書を提出することができます）

弁明書

審査請求が不適法なとき

却下

全部開示等が容認できると判断したとき

容認

審査請求書